

## 西南女学院大学短期大学部学則

〔1950(昭和25)年 4月 1日 制定〕

|    |                   |                   |                   |                   |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 改正 | 1951(昭和26)年 4月 1日 | 1986(昭和61)年 3月19日 | 2002(平成14)年12月20日 | 2021(令和 3)年 5月26日 |
|    | 1954(昭和29)年 4月 1日 | 1986(昭和61)年 6月28日 | 2003(平成15)年12月19日 | 2021(令和 3)年 9月17日 |
|    | 1957(昭和32)年 7月20日 | 1987(昭和62)年 1月16日 | 2004(平成16)年11月25日 | 2023(令和 5)年 3月22日 |
|    | 1958(昭和33)年 4月 1日 | 1987(昭和62)年12月22日 | 2005(平成17)年 9月28日 | 2023(令和 5)年 5月24日 |
|    | 1960(昭和35)年 4月 1日 | 1988(昭和63)年12月 5日 | 2005(平成17)年12月22日 | 2024(令和 6)年 5月22日 |
|    | 1963(昭和38)年 4月 1日 | 1989(平成元)年 1月23日  | 2006(平成18)年 2月27日 | 2024(令和 6)年 9月13日 |
|    | 1964(昭和39)年 4月 1日 | 1989(平成元)年 3月30日  | 2006(平成18)年 9月27日 |                   |
|    | 1965(昭和40)年 4月 1日 | 1989(平成元)年 7月10日  | 2006(平成18)年12月20日 |                   |
|    | 1971(昭和46)年 4月 1日 | 1990(平成 2)年 2月15日 | 2007(平成19)年 9月21日 |                   |
|    | 1972(昭和47)年 4月 1日 | 1991(平成 3)年 1月28日 | 2008(平成20)年 2月25日 |                   |
|    | 1973(昭和48)年11月 7日 | 1991(平成 3)年 3月29日 | 2008(平成20)年 3月19日 |                   |
|    | 1974(昭和49)年 2月 1日 | 1991(平成 3)年 9月21日 | 2010(平成22)年 3月23日 |                   |
|    | 1975(昭和50)年 3月31日 | 1992(平成 4)年 1月25日 | 2010(平成22)年 5月27日 |                   |
|    | 1975(昭和50)年 9月23日 | 1992(平成 4)年 9月25日 | 2010(平成22)年 9月24日 |                   |
|    | 1976(昭和51)年 1月30日 | 1993(平成 5)年 1月22日 | 2010(平成22)年11月24日 |                   |
|    | 1976(昭和51)年 3月26日 | 1993(平成 5)年 3月23日 | 2011(平成23)年12月21日 |                   |
|    | 1977(昭和52)年 1月28日 | 1993(平成 5)年12月24日 | 2012(平成24)年 9月26日 |                   |
|    | 1977(昭和52)年10月31日 | 1994(平成 6)年 2月18日 | 2012(平成24)年12月19日 |                   |
|    | 1977(昭和52)年12月17日 | 1995(平成 7)年 3月23日 | 2014(平成26)年 3月25日 |                   |
|    | 1978(昭和53)年 1月28日 | 1995(平成 7)年 5月27日 | 2015(平成27)年 3月24日 |                   |
|    | 1979(昭和54)年 3月27日 | 1996(平成 8)年 1月22日 | 2015(平成27)年 5月27日 |                   |
|    | 1980(昭和55)年 3月29日 | 1996(平成 8)年12月20日 | 2016(平成28)年 9月23日 |                   |
|    | 1981(昭和56)年 4月 1日 | 1997(平成 9)年12月19日 | 2016(平成28)年12月14日 |                   |
|    | 1981(昭和56)年12月 5日 | 1998(平成10)年11月18日 | 2017(平成29)年 3月22日 |                   |
|    | 1982(昭和57)年 1月29日 | 1998(平成10)年12月18日 | 2017(平成29)年 5月24日 |                   |
|    | 1982(昭和57)年 6月26日 | 1999(平成11)年12月20日 | 2018(平成30)年 3月22日 |                   |
|    | 1983(昭和58)年 1月14日 | 2000(平成12)年 9月22日 | 2018(平成30)年 9月21日 |                   |
|    | 1984(昭和59)年 2月23日 | 2001(平成13)年 9月 5日 | 2019(令和元)年 5月22日  |                   |
|    | 1985(昭和60)年 1月19日 | 2001(平成13)年 9月21日 | 2019(令和元)年11月27日  |                   |
|    | 1985(昭和60)年 1月26日 | 2002(平成14)年 5月28日 | 2020(令和 2)年 9月18日 |                   |

## 第1章 総則

**第1条** 本学は、キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする。

**第1条の2** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は前項の自己点検及び自己評価並びに第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標及び計画に反映させ、不断の改善に努めるものとする。

3 自己点検及び自己評価の実施に関する事項は、別に定める。

**第1条の3** 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項は、別に定める。

**第2条** 本学に、保育科を置く。

**第2条の2** 前条に定める学科の目的は、次のとおりとする。

保育科は、豊かな教養と専門知識をもって、自ら思考し判断できる保育の専門家を育成すること

を目的とする。

**第2条の3** 本学は、前条に定める教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定める。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項各号の方針については、別に定める。

**第3条** 本学の修業年限は2か年とする。ただし、在学年限は4か年を超えることはできない。

2 前項にかかわらず、教育上特別の必要があると認められる場合には、前項の修業年限を超えた一定の期間にわたり、計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

3 前項の長期履修については、別に定める。

**第4条** 本学の学生定員は次のとおりである。

| 学科名   | 入学定員 | 収容定員 |
|-------|------|------|
| 保 育 科 | 0    | 100  |

## 第2章 授業科目

**第5条** 本学において開講する授業科目は、一般教育科目及び専門教育科目とする。

**第6条** 授業科目と単位数は別表第一のとおりである。

## 第3章 学年学期及び休業

**第7条** 本学における学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第8条** 1年間の授業期間は定期試験等の期間を含め35週にわたるものとし、これを分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めた場合は、前項に定める前学期の終期及び後学期の始期を変更することができる。

**第9条** 本学の休業は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日

(1) 創立記念日 4月18日

(1) 春期休業 4月1日から4月10日まで

(1) 夏期休業 7月21日から9月10日まで

(1) 冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで

ただし、便宜上休業期日を変更することがある。

## 第4章 履修方法及び課程修了の認定

**第10条** 本学卒業の資格を得るためには2か年以上在学し、所定の単位62単位以上を履修規程により修得しなければならない。

**第11条** 履修の方法は次の基準による。

(1) 一般教育科目については、16単位以上を第6条別表の教科課程に定めるところに従って修得

すること。

- (2) 専門教育科目については、42単位以上を第6条別表の教科課程に定めるところに従って修得すること。
- (3) 削除
- (4) 教育職員免許状を得ようとする者は第10条に規定するものの外、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得すること。
- (5) 教育職員免許状の種類は次のとおりである。  
保 育 科                      幼稚園教諭二種免許状
- (6) 保育士の資格を得ようとする者は第10条に規定するものの外、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び同施行規則に定める単位を修得すること。

**第12条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号に定める基準にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価して、適切と認められる単位数を定める。

**第13条** 授業科目及び課程修了の認定は試験による。試験の成績は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

**第14条** 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学等との協議により、学生が当該他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により当該他の短期大学等において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

**第15条** 教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の短期大学等に留学し学修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

**第16条** 教育上有益と認めるときは、高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第14条第2項及び前条第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

**第17条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第35条の規定により修得した単位を含む。)を、本学入学後に本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本

学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条及び第16条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第15条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
- 4 前三項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第5章 入学、転入学

**第18条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国の学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において行う入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

**第19条** 本学に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより選抜試験を行う。

**第20条** 本学に入学を志願する者は、本学所定の願書に入学考査料を添えて、指定の期日までに願出なければならない。

**第21条** 本学に入学を許可された者の入学時期は学年の始めとする。

**第22条** 選抜試験で合格通知を受けた者は、入学金を添えて指定期日までに所定の手続きを完了し入学許可を受けなければならない。指定期日までに所定の手続きが完了しない場合は入学を許可しない。

**第23条** 本学に入学を許可された者は、保証人1人を設けなければならない。

- 2 保証人は、入学者の学内諸規則に係る事項について責任を負うものとし、入学者の保護者又はそれに代わるべき人でなければならない。
- 3 保証人が死亡又は前項の要件を欠いたときは、ただちに保証人変更の届出をしなければならない。

**第24条** 他の短期大学又は大学の学生で本学に転入学を希望する者は欠員のある場合に限り選考試験を行い入学を許可することができる。

## 第6章 休学、復学

**第25条** 疾病その他特別の理由により3か月以上修学することができない者は、診断書又は理由書を添えて、保証人連署の上、学長に願出するものとする。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命じることができる。
  - 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
  - 4 休学の期間は、第3条の在学年限に算入しない。
  - 5 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、復学することができる。
- 第26条** 休学中の者が復学を希望する場合は、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。

## 第7章 退学、除籍、転学及び再入学

- 第27条** 退学しようとする者は、理由書を添えて、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。
- 2 授業料、その他の納入金が未納の者については別に定める。
- 第28条** 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 第3条に定める在学年限を超えた者
  - (2) 第25条第4項に定める休学の期間を超えてなお就学できない者
  - (3) 授業料とその他の納入金が未納の者で、督促してもなお納付しない者
  - (4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- 2 前項第3号により除籍となった者が当該学期に学長に復籍を願い出たときは、復籍することができる。この場合、未納の授業料等を納入しなければならない。
- 第29条** 削除
- 第30条** 他の短期大学に転学しようとする者は、学長に願い出るものとする。
- 第31条** 本学を正当な理由で、退学した者が後日、再入学を希望した場合、教授会の議を経て許可することができる。
- 再入学時に、退学前に修得した単位を卒業単位として認定することができる。入学金、授業料、その他の納入金については別に定める。

## 第8章 入学考査料、入学金、授業料及びその他の費用

- 第32条** 入学考査料、入学金、授業料及びその他の費用は、別表第二のとおりとする。
- 第33条** 授業料等は、二期に分けて指定期日までに納入しなければならない。
- 2 特別の事情がある場合には、月割分納を許可することがある。
- 第33条の2** 学期の中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。
- 第33条の3** 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。
- 第33条の4** 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は、納付しなければならない。
- 2 停学期間中の授業料等は、納付しなければならない。
- 第33条の5** 休学の願い出が受理され、又は休学を命ぜられた者は、休学した月の翌月（休学が月初日からのときは当月）から復学した月の前月までの授業料及びその他の納付金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の4分の1相当額を納付しなければならない。
- 第33条の6** 科目等履修生及び外国人留学生の検定料及び授業料については、別に定める。

**第33条の7** 納付した入学考査料、入学金及び授業料等は、返付しない。ただし、入学辞退者で所定の期日までに願ひ出たものに限り、前学期の授業料等を返付することができる。

## **第34条** 削除

### **第9章** 科目等履修生

**第35条** 本学において一つ又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

### **第10章** 特別聴講学生

**第36条** 他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、当該他の短期大学等との協議に基づき特別聴講学生として履修を許可することがある。

### **第11章** 外国人留学生

**第37条** 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。外国人留学生に関する事項は別にこれを定める。

### **第12章** 卒業及び学位

**第38条** 第3条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者については学長は教授会の議を経て卒業を認定する。

- 2 学長は前項により卒業の認定を受けた者に対し卒業証書を授与する。
- 3 卒業した者には、次のとおり短期大学士の学位を授与する。

保 育 科 短期大学士（保育学）

### **第13章** 賞罰

**第39条** 本学学生で品行及び学業の特に優秀な者があるときは学長はこれを表彰することがある。

**第40条** 本学学生で品行が修まらず又は学業を怠り、その他懲戒の必要ありと認められた者があるときは、教授会の議を経て学長においてこれを懲戒することがある。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

**第41条** 前条の退学は次の各号の一つに該当する者に対して行う。

- （1） 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- （2） 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- （3） 正当な理由がなくて出席常でない者
- （4） 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### **第14章** 職員組織

**第42条** 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、教育支援職員、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に、1名の副学長を置くことができる。

3 本学に、教授又は准教授に準ずる職務に従事する講師を置くことができる。

**第43条** 学長は本学全般の責任に当たり所属職員を統督する。学長は教授を兼ねることができる。

**第44条** 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

**第45条** 教員は教授、准教授、講師及び助教とする。

**第46条** 本学の職制及び業務処理については別にこれを定める。

## 第15章 大学評議会、教授会、運営会議及び学科会

**第47条** 本学に、西南女学院大学と合同して大学評議会を置く。

2 大学評議会は、学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長及び事務部長をもって組織する。

3 副学長を置くときは、副学長を構成員とする。

4 学長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には加わらないものとする。

5 宗教主事は、オブザーバーとして大学評議会に出席することができる。

6 大学評議会は、次に掲げる事項を審議し、本学の運営方針等について学長に意見を述べるものとする。

（1） 本学の将来計画の方針に関する事項

（2） 本学の人事計画（非常勤講師を含む。）の方針に関する事項

（3） 本学の予算の方針に関する事項

（4） 入学者数に関する事項

（5） 本学の危機管理に関する事項

（6） 委員会等の設置及び廃止に関する事項

（7） 学則その他諸規定の制定及び改廃に関する事項

（8） 教授会又は別科会から付議された事項

（9） 学部間又は学部別科間に係る事項

（10） 法人本部に提出する事項のうち、学長が必要と認めた事項

7 大学評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

8 前各項に規定するもののほか、大学評議会に関し必要な事項は、別に定める。

**第47条の2** 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、所属学部の教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるときは、所属学部の准教授、講師、助教その他の職員を加えることができる。

3 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には加わらないものとする。

4 学長は、教授会に出席することができる。ただし、表決には加わらないものとする。

5 前項にかかわらず、学長が学部長の職務を兼務し、教授会の議長となる場合は、表決に加わるものとする。

6 入試部長、教務部長及び学生部長は、教授会に出席する。ただし、学部にも所属する者は、当該学部以外の教授会では表決に加わらないものとする。

- 7 事務部長は、教授会に出席する。ただし、表決に加わらないものとする。
- 8 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 9 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

**第47条の3** 本学に、西南女学院大学と合同して運営会議を置く。

- 2 運営会議は、学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、宗教主事、各学科長及び別科長をもって組織する。
- 3 副学長を置くときは、副学長を構成員とする。
- 4 教授会に付議又は報告する事項を提出した委員会は、前項にかかわらず、委員長が出席する。
- 5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。
- 6 運営会議は、教授会及び別科会に付議又は報告する事項を整理する。
- 7 前各項に規定するもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

**第47条の4** 学科に、学科会を置く。

- 2 学科会は、所属学科の教員をもって組織する。
- 3 学科長が必要と認めるときは、助手その他の職員を加えることができる。
- 4 学科会は、学科の運営に関する事項を取扱う。
- 5 前各項に規定するもののほか、学科会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第16章 図書館

**第48条** 本学附属の図書館は本学の図書を管理する。

**第49条** 附属図書館の管理及び閲覧については別にこれを定める。

## 第17章 厚生保健

**第50条** 厚生保健に関する規程は別にこれを定める。

## 第18章 公開講座

**第51条** 学校教育法第107条に基づき、社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することがある。

### 附 則

- 1 本則は、昭和25年4月1日からこれを実施する。
- 2 本則は、昭和26年4月1日からこれを実施する。
- 3 本則は、昭和29年4月1日からこれを実施する。
- 4 本則は、昭和33年4月1日からこれを実施する。
- 5 本則は、昭和35年4月1日からこれを実施する。

- 6 本則は、昭和40年4月1日からこれを実施する。
- 7 本則は、昭和41年4月1日からこれを実施する。
- 8 この学則は、昭和46年4月1日からこれを実施する。
- 9 この学則は、昭和47年4月1日からこれを実施する。
- 10 この学則は、昭和49年4月1日からこれを実施する。
- 11 この学則は、昭和50年4月1日からこれを実施する。
- 12 この学則は、昭和51年4月1日からこれを実施する。
- 13 この学則は、昭和52年4月1日からこれを実施する。
- 14 この学則は、昭和53年4月1日からこれを実施する。
- 15 この学則は、昭和54年4月1日からこれを実施する。
- 16 この学則は、昭和55年4月1日からこれを実施する。
- 17 この学則は、昭和56年4月1日からこれを実施する。
- 18 この学則は、昭和57年4月1日からこれを実施する。
- 19 この学則は、昭和58年4月1日からこれを実施する。ただし、第12条については、昭和57年12月1日からこれを実施する。
- 20 この学則は、昭和59年4月1日からこれを実施する。
- 21 この学則は、昭和60年4月1日からこれを実施する。
- 22 この学則は、昭和61年4月1日からこれを実施する。
- 23 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する学生定員は、昭和71年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度<br>学科 | 昭和62年度 |        | 昭和63年度～昭和70年度 |        | 昭和71年度 |        |
|----------|--------|--------|---------------|--------|--------|--------|
|          | 入学定員   | 総定員    | 入学定員          | 総定員    | 入学定員   | 総定員    |
| 英 語 科    | 250    | 450    | 250           | 500    | 200    | 450    |
| 家 政 科    |        |        |               |        |        |        |
| 家政専攻     | 100    | 200    | 100           | 200    | 100    | 200    |
| 被服専攻     | 100    | 200    | 100           | 200    | 100    | 200    |
| 保 育 科    | 150    | 300    | 150           | 300    | 150    | 300    |
| 食物栄養科    | 120    | 240    | 120           | 240    | 120    | 240    |
| 計        | 720人   | 1,390人 | 720人          | 1,440人 | 670人   | 1,390人 |

- 24 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 25 この学則は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度入学生から適用する。ただし、第6条別表1-4-（4）食物栄養科専門教育科目は、昭和62年度入学生から適用する。
- 26 この学則は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度入学生から適用する。ただし、第12条から第14条までの規定は昭和63年度入学生から適用する。
- 27 この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度入学生から適用する。
- 28 この学則は、平成3年4月1日から施行し、平成3年度入学生から適用する。ただし、第26条、第27条については平成2年度入学生から適用する。
- 29 この学則は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度入学生から適用する。ただし、第12条については平成3年度入学生から適用する。

- 30 この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、平成5年度の学生定員は、次のとおりとする。

| 家 政 科 | 入学定員 | 総 定 員 |
|-------|------|-------|
| 家政専攻  | 150  | 250   |
| 被服専攻  | 50   | 150   |

- 31 この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。ただし、第34条については、平成4年10月1日から施行する。
- 32 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。ただし、第17条については、平成5年度入学生から適用する。
- 33 この学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生から適用する。ただし、第53条については、平成6年10月1日から施行する。
- 34 この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度<br>学科 | 平成8年度～平成11年度 |        | 平成12年度 |        |
|----------|--------------|--------|--------|--------|
|          | 入学定員         | 総定員    | 入学定員   | 総定員    |
| 英 語 科    | 250          | 500    | 200    | 450    |
| 家 政 科    |              |        |        |        |
| 家政専攻     | 150          | 300    | 150    | 300    |
| 被服専攻     | 50           | 100    | 50     | 100    |
| 保 育 科    | 150          | 300    | 150    | 300    |
| 食物栄養科    | 120          | 240    | 120    | 240    |
| 計        | 720人         | 1,440人 | 670人   | 1,390人 |

- 35 この学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学生から適用する。ただし、第17条については平成7年度入学生から適用する。
- 36 この学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学生から適用する。
- 37 この学則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。
- 38 この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度入学生から適用する。
- 39 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条別表については平成11年度入学生から適用する。
- 40 この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。
- 41 この学則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学生から適用する。
- 42 この学則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、平成14年度の学生定員は、次のとおりとする。

| 家 政 科  | 入学定員 | 総 定 員 |
|--------|------|-------|
| 家政専攻   |      | 150   |
| 被服専攻   |      | 50    |
| 生活創造学科 | 200  | 200   |

- 43 この学則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

- 44 この学則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、平成15年度の学生定員は、次のとおりとする。

|        | 入学定員 | 総定員 |
|--------|------|-----|
| 生活創造学科 | 100  | 300 |

- 45 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 46 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 47 この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。
- 48 この学則は、2005（平成17）年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第11条の規定は、入学時の学則を適用する。
- 49 この学則は、2006（平成18）年2月27日から施行する。
- 50 この学則は、2006（平成18）年3月1日から施行する。
- 51 この学則は、2006（平成18）年4月1日から施行し、2006（平成18）年度入学生から適用する。ただし、第29条の規定は、施行日に在学する学生から適用する。
- 52 この学則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。ただし、別表2専門教育科目（1）生活創造学科の規定は、2007（平成19）年度入学生から適用する。
- 53 この学則は、2008（平成20）年4月1日から施行する。ただし、第5条、第11条（5）及び別表の規定は、2008（平成20）年度入学生から適用する。
- 54 この学則は、2010（平成22）年4月1日から施行し、2010（平成22）年度入学生から適用する。
- 55 この学則は、2011（平成23）年4月1日から施行し、2011（平成23）年度入学生から適用する。
- 56 この学則は、2012（平成24）年4月1日から施行し、2012（平成24）年度入学生から適用する。
- 57 この学則は、2013（平成25）年4月1日から施行し、2013（平成25）年度入学生から適用する。ただし、第8条第2項の規定は、施行の日に関在学する学生から適用する。
- 58 この学則は、2014（平成26）年4月1日から施行し、2014（平成26）年度入学生から適用する。
- 59 この学則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 60 この学則は、2016（平成28）年4月1日から施行し、2016（平成28）年度入学生から適用する。
- 61 この学則は、2017（平成29）年4月1日から施行し、2017（平成29）年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、2017（平成29）年度の学生定員は、次のとおりとする。

| 学科別    | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 生活創造学科 | 0    | 100  |
| 保 育 科  | 150  | 300  |
| 計      | 150  | 400  |

- 62 この学則は、2017（平成29）年4月1日から施行し、2017（平成29）年度入学生から適用する。

- 63 この学則は、2017（平成29）年8月1日から施行する。
- 64 この学則は、2018（平成30）年4月1日から施行し、2018（平成30）年度入学生から適用する。
- 65 この学則は、2018（平成30）年4月1日から施行し、2018（平成30）年度入学生から適用する。なお、この学則の施行に伴い、「西南女学院大学短期大学部「転学科規程」」（2007（平成19）年9月21日 制定）は、廃止する。
- 66 この学則は、2019（平成31）年4月1日から施行し、2019（平成31）年度入学生から適用する。
- 67 この学則は、2020（令和2）年4月1日から施行し、2020（令和2）年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、2020（令和2）年度の学生定員は、次のとおりとする。

| 学科名   | 入学定員 | 収容定員 |
|-------|------|------|
| 保 育 科 | 100  | 250  |

- 68 この学則は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
- 69 この学則は、2020（令和2）年10月1日から施行する。
- 70 この学則は、2022（令和4）年4月1日から施行し、2022（令和4）年度入学生から適用する。
- 71 この学則は、2023（令和5）年4月1日から施行し、2023（令和5）年度入学生から適用する。なお、この学則の施行に伴い、「西南女学院大学短期大学部「学費規程」」（1950（昭和25）年4月1日制定）は廃止する。
- 72 この学則は、2023（令和5）年6月1日から施行し、2024（令和6）年度入学生から適用する。
- 73 この学則は、2025（令和7）年4月1日から施行する。なお、保育科については、2025（令和7）年度から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

## 別表第一

## 1 一般教育科目

| 授業科目の名称   |            | 単位数 |    | 備 考     |
|-----------|------------|-----|----|---------|
|           |            | 必修  | 選択 |         |
| キリスト教教育   | キリスト教学Ⅰ    | 2   |    | うち1単位必修 |
|           | キリスト教学Ⅱ    | 2   |    |         |
| 初年次教育     | 初年次セミナー    | 1   |    |         |
| 女性と健康     | 運動と健康      | 1   |    |         |
|           | スポーツ実技     |     | 1  |         |
|           | 女性とマナー     |     | 1  |         |
|           | 共生社会とジェンダー |     | 1  |         |
| 基礎教養科目    | 心理学        |     | 2  |         |
|           | 文学         |     | 2  |         |
|           | 日本国憲法      |     | 2  |         |
|           | 経済学入門      |     | 2  |         |
| アカデミックスキル | メディアリテラシー  |     | 2  | うち2単位必修 |
|           | 情報処理入門     |     | 2  |         |
|           | 英会話入門      |     | 1  |         |
|           | 応用英会話      |     | 1  |         |
|           | ハングル入門     |     | 1  |         |
|           | 日本語表現法     |     | 1  |         |
| 地域創生      | 北九州の技と文化   |     | 1  |         |
| キャリア支援    | キャリア開発     |     | 1  |         |
| 計         |            | 6   | 21 |         |

## 2 専門教育科目

| 授業科目の名称                    |   |     |                     | 単 位 数 |     | 備 考  |
|----------------------------|---|-----|---------------------|-------|-----|------|
|                            |   |     |                     | 必 修   | 選 択 |      |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | ◇ | 的保  | 保育者論                | 2     |     |      |
|                            |   | に育  | 保育原理                | 2     |     |      |
|                            |   | 関の  | 教育原理                | 2     |     |      |
|                            |   | す本  | 子ども家庭福祉             | 2     |     |      |
|                            |   | る質  | 社会福祉                |       | 2   |      |
|                            |   | 科・目 | 社会的養護Ⅰ              |       | 2   |      |
|                            |   |     | 子ども家庭支援論            |       | 2   |      |
|                            | ◇ | 理保  | 教育相談とカウンセリング        | 2     | 2   |      |
|                            |   | 解育  | 保育の心理学              |       |     |      |
|                            |   | 科にの | 子どもの理解と援助           |       | 1   |      |
|                            |   | 目関対 | 子どもの保健              |       | 2   |      |
|                            |   | す象  | 子どもの食と栄養            |       | 2   |      |
|                            |   | るの  | 子ども家庭支援の心理学         |       | 2   |      |
|                            | ◇ | 領保  | 保育の計画と評価（教育課程含む）    | 1     | 2   |      |
|                            |   | に域  | 子どもと健康              |       | 1   |      |
|                            |   | 及育  | 子どもと人間関係            |       | 1   |      |
|                            |   | 関の  | 子どもと環境              |       | 1   |      |
|                            |   | す保  | 子どもと言葉              |       | 1   |      |
|                            |   | 育内  | 子どもと表現              |       | 1   |      |
|                            |   | 容容  | 保育内容総論              |       |     |      |
|                            |   | ・方  | 保育内容「健康」の指導法        |       | 1   |      |
|                            |   | 法   | 保育内容「環境」の指導法        |       | 1   |      |
|                            |   | 目導  | 保育内容「言葉」の指導法        |       | 1   |      |
|                            | ◇ | に   | 保育内容「表現」の指導法（造形）    |       | 1   |      |
|                            |   | 関   | 保育内容「表現」の指導法（音楽・身体） |       | 1   |      |
|                            |   | す   | 保育内容「人間関係」の指導法      |       | 1   |      |
|                            |   | る   | 保育方法とメディア           |       | 1   |      |
|                            |   | 科   | 特別支援教育論（障がい児保育含む）   |       | 1   |      |
|                            |   | 目   | 障がい児保育演習            |       | 1   |      |
|                            |   |     | 子育て支援               |       | 1   |      |
|                            |   |     | 乳児保育Ⅰ               |       | 2   |      |
|                            |   |     | 乳児保育Ⅱ               |       | 1   |      |
|                            |   |     | 子どもの健康と安全           |       | 1   |      |
| 目                          |   |     | 社会的養護Ⅱ              | 2     | 1   |      |
|                            |   |     | キリスト教保育             |       |     |      |
|                            |   |     | 子ども音楽療育概論           |       | 2   |      |
|                            |   |     | 子ども音楽療育演習           |       | 1   |      |
|                            |   |     | 子ども音楽療育実習           |       | 1   | 校外実習 |
|                            |   |     | 在宅保育                |       | 2   |      |
|                            |   |     | 子どもと絵本              |       | 1   |      |

| 授業科目の名称                        |                                                |                                                |                | 単 位 数 |     | 備 考                                                  |    |   |
|--------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------|-------|-----|------------------------------------------------------|----|---|
|                                |                                                |                                                |                | 必 修   | 選 択 |                                                      |    |   |
| 専<br>門<br><br>教<br>育<br>科<br>目 | 設<br>定<br>大<br>学<br>が<br>有<br>る<br>科<br>目<br>に | 保<br>育<br>内<br>容<br>の<br>理<br>解<br>と<br>方<br>法 | 音楽の基礎          | 1     | 1   | 校外実習<br>校外実習<br>校外実習<br>校外実習<br>校外実習<br>校外実習<br>校外実習 |    |   |
|                                |                                                |                                                | 子どものためのピアノⅠ    |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 子どものためのピアノⅡ    |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 子どものうたと伴奏法Ⅰ    |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 子どものうたと伴奏法Ⅱ    |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 子どものうたあそび      |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 子どもの運動あそび      |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 子どもの発達理解とあそび   |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 子ども文化          |       | 1   |                                                      | 1  |   |
|                                |                                                |                                                | 器楽アンサンブル       |       |     |                                                      |    | 1 |
|                                |                                                |                                                | 保育総合表現         |       |     |                                                      |    | 2 |
|                                | 総<br>合<br>演<br>習                               | 子ども学基礎演習                                       | 2              |       |     |                                                      |    |   |
|                                |                                                | 子ども学特別演習                                       | 2              |       |     |                                                      |    |   |
|                                |                                                | 関<br>連<br>教<br>育<br>実<br>践<br>に                | 保育・教職実践演習(幼稚園) | 2     |     |                                                      |    |   |
|                                |                                                | 教<br>育<br>実<br>習                               | 教育実習指導         |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 教育実習Ⅰ          |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 教育実習Ⅱ          |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 教育実習Ⅲ          |       | 2   |                                                      |    |   |
|                                |                                                | 保<br>育<br>実<br>習                               | 保育実習指導Ⅰ        |       | 2   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 保育実習指導Ⅱ        |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 保育実習指導Ⅲ        |       | 1   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 保育所実習Ⅰ         |       | 2   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 保育所実習Ⅱ         |       | 2   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 施設実習Ⅰ          |       | 2   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 施設実習Ⅱ          |       | 2   |                                                      |    |   |
|                                |                                                |                                                | 計              |       | 18  |                                                      | 74 |   |

◇…教育の基礎的理解に関する科目

## 3 卒業に要する最低修得所要単位

| 学 科 目                                                              |           |                                        | 単 位  |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------|------|
| 一<br><br><br>般<br><br><br>教<br><br><br>育<br><br><br>科<br><br><br>目 | キリスト教育    | キリスト教学Ⅰ2単位及びキリスト教学Ⅱ2単位                 | 16以上 |
|                                                                    | 初年次教育     | 初年次セミナー1単位                             |      |
|                                                                    | 女性と健康     | 運動と健康1単位<br>女性とマナー及び共生社会とジェンダーより1単位を含む |      |
|                                                                    | 基礎教養科目    |                                        |      |
|                                                                    | アカデミックスキル | 英会話入門、応用英会話及びハングル入門より2単位を含む            |      |
|                                                                    | 地域創生      |                                        |      |
|                                                                    | キャリア形成支援  |                                        |      |
| 専 門 教 育 科 目                                                        |           |                                        | 42以上 |
| 合 計                                                                |           |                                        | 62以上 |

## 別表第二

入学考查料、入学金、授業料及びその他の費用

（単位：円）

| 区分      | 保育科     | 備考 |
|---------|---------|----|
| 入学考查料   | 25,000  |    |
| 入学金     | 100,000 |    |
| 総合建築後援金 | 32,000  |    |
| 授業料年額   | 545,000 |    |
| 教育充実費年額 | 271,000 |    |
| 実験実習費年額 | 47,000  |    |